

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

国民年金保険料については、毎月、自宅へ来ていた集金人に私たち夫婦二人分を納付していた。納付書は無く、小さな領収書を受け取ったと思うが現在は持っていない。年金手帳は 2 冊所持していたが 1 冊は紛失した。関係資料も 2 回の引っ越しで紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料については納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金保険料の徴収に来ていた集金人のことを明確に記憶している上、申立人が居住していた地区においては、時期は明確でないものの、国民年金保険料の集金人制度が存在していたことが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 62 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、当該過年度納付を行った時期は不明であるが、過年度納付については、制度上 2 年間しか遡^{そきゅう}及できないことから判断すると、過年度納付を行った時点で申立期間の保険料についても現年度納付又は過年度納付することが可能であったとみられる上、申立期間後の保険料に未納が無いこと等を勘案すると、申立期間の保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、3 か月に 1 度、自治会の組長が国民年金保険料の集金に来ていたので、私が、私たち夫婦の保険料を渡していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 6 月以降に経済的事情等から国民年金保険料の未納期間が一部みられるものの、それまでの期間においては、昭和 48 年 10 月に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、申立人の供述どおり、集金人制度が存在していたことが確認できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること等を勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月25日から同年4月21日まで

昭和59年9月3日から63年7月16日までA社で退職することなく勤務していた。申立期間当時の給与明細書を所持しているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社B工場の役員、及び同社の関連会社C社の同僚の供述並びに申立人が保管する申立期間に係る給与明細書から、申立人はA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書の保険料の控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における取得日と同日になっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年1月分から同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年2月及び同年3月は20万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、17年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月から18年8月までの期間は24万円に訂正する必要がある。

また、申立人の申立期間のうち平成18年9月から19年3月までの期間における標準報酬月額の記録は事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月1日から19年4月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に入社以降、毎月20万円程度の給与を受給しており、賞与については平成16年の冬季から受給していたが、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっており、標準賞与額については記録が無かった。提出した給与明細書には厚生年金保険料が控除されているので、申立期間における標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額については、平成16年2月から18年8月までは9万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳に記載されている報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年2月及び同年3月は20万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は22万円、同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月は24万円、17年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月から18年8月までの期間は24万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間のうち平成18年9月から19年3月までの期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月に9万8,000円から24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳から判断すると、申立人は、申立期間のうち平成18年9月から19年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めている上、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額が申立期間全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額は保険料控除に見

合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳には、賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をA団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB組合（現在は、C組合）における資格取得日に係る記録を昭和55年4月21日、資格喪失日に係る記録を57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、55年4月から56年4月までを7万2,000円、同年5月から57年1月までを8万5,000円、同年2月から同年7月までを9万5,000円、同年8月を7万7,000円とすることが必要である。

なお、A団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月21日から57年9月1日まで

私は昭和55年4月21日から57年8月31日までB組合で正規職員として勤務していた。当時、毎月の給与から年金掛金が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間についてA共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C組合から提出されたB組合の在職証明書、申立人に係る賃金台帳及び社会保険事務所が保管しているB組合の被保険者原票に記載されている申立人に係る健康保険の資格得喪日から判断すると、申立人は、申立期間においてB組合に勤務し、申立期間のうち、昭和55年5月から57年8月までの期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る賃金台帳には、申立期間のうち昭和55年4月分の記載が無いが、B組合に照会したところ、当該組合では試用期間は無の上、共済年金保険料及び健康保険料については一緒に徴収していた旨の供述があることから、当該期間に係る掛金についても給与から控除されていたと推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、C組合から提出された申立人に係る賃金台帳から、当該期間のうち、昭和55年4月から56年4月までを7万2,000円、同年5月から57年1月までを8万5,000円、同年2月から同年7月までを9万5,000円、同年8月を7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金のA団体による納付義務の履行については、C組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、仮に、A団体から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においてもA共済組合は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、A団体から当該共済組合へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、同共済組合は、申立人に係る昭和55年4月から57年8月までの掛金について納入の告知を行っておらず（同共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき掛金に充当した場合又は掛金を還付した場合を含む。）、A団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和32年4月7日と認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月7日から同年4月9日まで
私はC社D工場からA社本社に出向しており、退職をしていないにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に2日間の空白期間がある。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る労働者名簿により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にA社に異動した複数の同僚の厚生年金被保険者記録は、申立人と同様に空白期間がある上、B社から「当時は厚生年金保険の資格取得日と喪失日を同一日にするということが徹底されておらず、資格取得日は着任日で届出をしていたと思われる。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和32年4月7日と認められる。

三重厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

平成15年7月10日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているが、会社が届出を遅らせたために社会保険事務所の記録に反映されていない。申立期間について標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成15年7月10日に支給された賞与に係る賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月、58 年 10 月から同年 12 月までの期間、59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間は船員保険に挟まれた期間であるが、国民年金の資格取得及び喪失手続は、その都度、船主の事務担当者が行っていた。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を役場又は金融機関で納めていたので、妻だけ納付済みになっているということはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間は平成 8 年 1 月に国民年金の加入期間として追加されたものであり、このことを前提にすると、8 年 1 月に加入記録が追加されるまでは、申立期間は未加入期間である上、申立人の名前の読み方を替えるなどして調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間は船員保険に挟まれた期間であり、当該期間に係る国民年金被保険者資格の得喪手続は船主の事務担当者が行っていたと主張しているが、申立期間①から④のすべて又はいずれかの期間の前後に申立人と同じ船員保険に加入していた同僚 20 人について申立期間における国民年金の加入状況を調査したところ、17 人については、国民年金の未加入期間のままとなっている、又は平成 6 年以降に国民年金の加入期間として追加

されている上、残る3人についても、一部に未加入期間や遡^{そきゅう}及して国民年金加入期間に訂正された期間があるなど、申立期間について船主の事務担当者が被保険者資格の得喪手続を行っていた状況はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの期間及び10年1月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から9年3月まで
② 平成10年1月から11年3月まで
③ 平成11年4月から12年3月まで

私は、20歳になった平成8年*月から11年3月までは学生だったので、国民年金保険料の免除申請手続をA市役所の出張所で行ったと記憶している。大学卒業後は、B市で11年4月から12年3月までの国民年金保険料を支払っていたが、社会保険庁の記録では、9年4月から同年12月までの保険料を納付したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、国民年金保険料の免除申請の手続は、年度が替わる都度行う必要があるが、申立人は、平成8年11月に免除申請手続をしたものの、その結果の通知は受けていないとしている上、翌年度以降の免除申請手続についても行った記憶は無いとしている。

さらに、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料の免除申請の状況について、A市に照会しても、当時の書類は保存期限を過ぎており、資料は残っていないとしているため、免除申請の状況が確認できない上、市の記録では、申立期間①及び②は未納期間となっており、ほかに国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、申立人は、平成11年4月からの1年間にかけて、申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、9年4月から同年12月までの保険料を納付したことになることを主張しているところ、同年4月から同年12月までの保険料は11年6月から12年1月にかけて過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の納付を申立期間③の納付と錯誤している可能性も考えられる。

その上、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付する場合、その納付書は市が発行するのに対し、平成9年4月から同年12月までの保険料を申立期間③当時に納付する場合は過年度納付になるため、その納付書は社会保険事務所が発行するため、納付書及び保険料額が異なっている上、保険料の収納先も異なることから、申立期間③に係る保険料の納付が誤って9年4月から同年12月までの保険料として収納されたとは考え難い。

このほか、申立期間③について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 769

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 6 月まで

母親が、私の国民年金の加入手続をし、自宅へ来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。両親から年金だけは絶対加入し、保険料は納付するように育てられてきたので、その母親が未納とすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人を通じて申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親に聴取したところ、申立人の母親は自身が国民年金に任意加入した時に、申立人の国民年金加入手続も併せて行ったとしているが、その時点では申立人は 20 歳到達前であることから国民年金に加入できず、供述内容に不合理な点がみられるほか、申立期間に係る納付金額、納付方法等についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月 15 日に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 770 (事案 108 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 42 年 12 月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、申立期間中に亡くなった母親が自身の保険料を納付していれば、当然、私の保険料も納付していたはずであるので、もう一度調べてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料納付を行っていたとするその母親が他界しており、納付状況等が不明であること、申立期間は未加入期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その母親の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認した上で、再調査してほしいと主張しているが、申立人の母親の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況をも、申立期間のうち昭和 38 年 9 月から 40 年 3 月までは未納とされている上、納付済みとなっている同年 4 月から 42 年 12 月までの保険料についても、42 年 5 月に払い出された国民年金手帳記号番号により納付されているため、同年 5 月以降に、40 年 4 月まで遡及して納付したとみられることから、申立人の母親は、少なくとも 42 年 5 月までは自身の保険料を納付していたとは言えない状況がうかがわれる。

したがって、申立人が主張しているその母親の国民年金保険料の納付状況を確認しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで

私が成人した際、父親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和 44 年 10 月に結婚するまで、私の兄夫婦の国民年金保険料と併せて父親が集金人に納めていたと思う。父親が、私の国民年金の加入手続及び成人後 2 年間の保険料納付をなおざりにしていたとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 43 年 8 月ごろに払い出されたとみられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市においては、過年度納付を取り扱っていなかったことが確認できる上、申立人の昭和 43 年 4 月以降の国民年金保険料は、上記手帳記号番号により納付されていることから、申立人の父親は、同年 8 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その時点で市において保険料を納付することが可能であった現年度分から納付を開始したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 31 日から 40 年 1 月 4 日まで
② 昭和 45 年 5 月ごろから 46 年 5 月 19 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 14 日から同年 10 月ごろまで
④ 昭和 48 年 5 月 8 日から同年 8 月 21 日まで

申立期間①については、叔父と一緒にA社に、申立期間②及び③については、叔父が事業主であるB社に、申立期間④については、C社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、同僚の一人は「申立人を覚えている。一緒に仕事をしていたが、余り長くは勤めていなかったと思う。」と供述しているが、申立人が勤務していた期間については特定できない上、他の同僚は申立人のことを覚えておらず、申立ての事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、A社は昭和 40 年 7 月 3 日に適用事業所でなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立期間①に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②及び③にB社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立期間②及び③について、B社は昭和 61 年 5 月 28 日に適用事業所

でなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に他界しているため、申立期間②及び③に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（40年10月1日資格取得）から*番（46年5月10日資格取得）までを調査したが、申立期間②に係る申立人の被保険者原票は確認できなかった。

申立期間④について、C社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 5 日から平成 16 年 8 月 1 日まで
私の A 社における標準報酬月額は、昭和 56 年から平成 5、6 年ごろまでの期間が特に低額となっていた。私の標準報酬月額は実際の報酬月額より少額になっているため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 56 年 4 月分から平成 15 年 12 月分まで（平成 15 年 2 月分を除く。）の給与明細書によると、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立期間のうち、B 厚生年金基金が設立された昭和 60 年 10 月 1 日から平成 16 年 8 月 1 日までの期間について、同厚生年金基金が保管している A 社の申立人に係る加入員記録票に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、A 社に申立人の申立期間に係る標準報酬月額について照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。また、申立人は、当時、当該事業所の役員であった。」との回答があった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 706 (事案 54 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

前回、年金記録の訂正は必要ないとの判断を行った旨の通知があった。A社に勤務していた昭和33年7月から34年9月までの1年3か月間だけ厚生年金保険の記録が無いというのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に照会したものの、当時の資料等は残っておらず、当時の代表取締役及び担当者も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができなかったこと、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、申立人の記録が欠落したものと考えること、当該被保険者名簿には、申立人が氏名を挙げた複数の同僚の氏名が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月20日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情の提示は無いが事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から氏名の提示があった同僚のうち連絡が取れた同僚3人に照会したところ、このうち1人から「入社してすぐに厚生年金保険に加入せず、入社7年後に加入した。」との供述があり、もう1人から「私は申立人と同様の勤務形態であったが厚生年金保険には加入していなかったと思う。」との供述があった上、当該同僚2人については、社会保険庁のA社における厚生年金保険被保険者記録に該当者は見当たらないことを踏まえると、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

したがって、申立人の主張により再度調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、平成 2 年 11 月から 5 年 1 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額されているが、資格喪失するまで 20 万円であった。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、A社は平成 5 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の 2 年 11 月から 5 年 1 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 12 月 28 日付けで 20 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社の法人登記簿謄本から、申立人が申立期間において同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は「標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正について関与しておらず、社会保険の手続については、私の母親（取締役）が行っていたため、全く知らなかった。」と主張しているが、申立人は「記憶が定かでないが、当時、厚生年金保険料の滞納について相談するため社会保険事務所に行き、厚生年金保険料を分割できないか相談した。滞納していた厚生年金保険料は清算したと思う。」と回答していることを踏まえると、A社の代表取締役である申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 10 月まで
③ 昭和 62 年 11 月 1 日から平成 12 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社（現在はB社）で、申立期間②についてはC社で運転手として勤務していた。また、申立期間③は、国民年金の加入期間となっているが、D社には昭和 62 年 11 月から勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況をB社の親会社であるE社に照会したところ、「当社及び子会社のB社の社員名簿に申立人の氏名は無い。また、当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を覚えていないため、申立期間①にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 39 年 3 月 10 日資格取得）から*番（昭和 39 年 11 月 4 日資格取得）までを調査したが、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間②について、C社への照会結果により、申立人が昭和 58 年 10 月 14 日に同社に入社したことは確認できるが、同社からは、「申立人の厚生年金

保険被保険者としての届出及び厚生年金保険料の納付は行っていない。」との回答があった。

また、申立期間②においてC社に在籍していた同僚に照会を試みたものの、他界又は連絡先不明等のため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和57年5月26日資格取得）から*番（昭和60年1月17日資格取得）までを調査したが、健康保険整理番号に欠番が無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間③について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の状況をD社に照会したところ、「当時は厚生年金保険に入りたがらない人がおり、申立人も、申立期間については厚生年金保険被保険者としての届出及び厚生年金保険料の納付は行っていない。」との回答があった上、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書に記載された申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁の記録と一致している。

また、D社から提出された平成11年12月分給与明細（月別給与一覧表）及び平成11年度給与マスター一覧表によると、申立人の給与から厚生年金保険料及び健康保険料が徴収された形跡は無い上、11年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等控除額は、雇用保険料と申立人からの申告による控除額の合計金額が記載されていることが確認できる。

加えて、F市の記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金及び国民健康保険に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間③当時、D社に在籍していた同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 31 日から 10 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、A社の厚生年金保険被保険者期間が昭和 53 年 10 月 13 日から平成 9 年 3 月 31 日までの期間となっている。しかし、10 年 9 月 30 日付けで退職したと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給料明細書及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記の給料明細書には、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は平成 9 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、閉鎖登記簿謄本による調査で判明したA社の元役員から「平成 9 年 3 月 31 日に全喪の届出をしたため、当時勤めていた従業員については国民健康保険に加入するよう話をした。」との回答があった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間において健康保険の任意継続被保険者であることが確認できる上、国民年金に加入しており、このうち平成 9 年 3 月は国民年金保険料の過年度納付済期間、同年 4 月から 10 年 10 月までの期間は現年度納付済期間となっている。

その上、申立期間にA社に在籍していた3人の同僚に照会を試みたものの、連絡が取れず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、社会保険庁の記録によると、これらの同僚は、いずれも申立期間におい

て健康保険の任意継続被保険者であることが確認でき、国民年金にも加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月25日から26年9月1日まで
② 昭和26年9月1日から27年10月1日まで

今から60年ほど以前のことなので記憶が定かでないが、A組合に約5年間働いていた覚えがある。しかし、同組合のB支部とC支部で働いていた2年間ぐらいの厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A組合B支部は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人及び申立人が氏名を記憶している同僚の供述によると、同事業所は常時使用する従業員数が5人未満であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間①以前の厚生年金保険被保険者記録があるA組合本部は、社会保険事務所の記録によると、昭和25年8月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険の控除の状況についてA組合を継承しているD組合及びE組合に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①におけるA組合B支部の同僚であるとしている二人の厚生年金保険被保険者記録についても、A組合本部における記録のみとなっており、同本部における資格喪失日は昭和25年8月25日となっている上、

これらの同僚から当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A組合C支部が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和27年10月1日であり、申立期間②当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA組合C支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日順に健康保険整理番号*番から*番まで(申立人は*番)の被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和27年10月1日となっている。

さらに、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険の控除の状況についてA組合を継承しているD組合及びE組合に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 12 日まで
② 昭和 40 年 3 月 15 日から 44 年 2 月 28 日まで

申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金は受給した記憶はあるが、申立期間に勤めた事業所の脱退手当金は受給した記憶が無い。調査して申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の6年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 5 日から 43 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 12 月から 48 年 10 月 1 日まで

申立期間①についてはA社（現在は、B社）で、申立期間②についてはC事業所又はD事業所で勤務していた。また、申立期間③についてはE事業所で勤務していた時、健康保険証をもらった記憶はないが、子供が小さかったため健康保険の加入が必要であり、退社時に健康保険証を事業主に返したことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社が発行した身分証明書により、申立人が、昭和40年6月17日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険の控除の状況についてB社に照会したところ、申立人に関する資料は確認できないため不明であると回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む）に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和39年11月30日資格取得）から*番（昭和41年2月21日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保

除整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人はF社において、昭和40年9月27日取得、41年7月30日離職の記録があり、申立期間①のうち40年9月17日からはF社において勤務していたと考えられる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C事業所又はD事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、当該事業所について法人登記の記録（法人登記簿）は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間②当時の事業主や同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立ての事実に係る供述等を得ることはできなかった。

申立期間③について、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶しているE事業所は、G事業所として厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所の申立期間当時の事業主の供述から、申立人が申立期間③当時、同事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、G事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年6月1日であり、申立期間③については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間③について、G事業所は、平成4年3月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本で判明した申立期間当時の事業主に、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間③当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間③にG事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 49 年ごろまで
② 昭和 49 年ごろから 50 年 2 月 19 日まで

申立期間①については、A社のB市の店舗で3年近く、C市の店舗で1、2年くらい勤務した後、申立期間②について、D社で1年くらい勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における元代表取締役の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、同社の閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役及び元監査役に照会したところ、いずれも、「当事業所は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険には加入していなかった。」との回答であった。

また、上記の元代表取締役及び元監査役を含む申立期間①当時のA社の役員に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、いずれも同社における厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間①については国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②について、D社の元取締役及び複数の同僚の供述から、勤務時期が特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和 49 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の元代表取締役も他界しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実

態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が、申立期間②当時の同僚としている者については、名字しか記憶していないために該当者を特定できない、又は連絡先が不明であるため、当時の状況を確認できない上、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②当時、同社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和48年8月16日資格取得）から*番（昭和49年6月12日資格取得。当該番号以降に被保険者となった者はいない。）までを調査したが、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、昭和49年12月26日資格取得、50年6月30日離職の記録があり、当該雇用保険の記録の管轄地区は申立人がD社を退職後に勤務していたとするE社の所在地であるF市となっていること、及びE社における厚生年金保険の加入期間と雇用保険の加入期間とに重複している部分があることから、当該雇用保険の加入記録はE社における記録と考えられ、申立人は申立期間②のうち49年12月26日以降はE社において勤務していたと考えられる。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 7 日から 21 年 2 月 16 日まで

私は、外地にある学校を卒業後、A社B工場で勤務していた。厚生年金保険料は高額であったが、国が決めたことなのでやむを得ず支払い続けた記憶がある。在職証明書等により同事業所に在籍していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているC社D工場の在職証明書により、申立人が申立期間にA社B工場で勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険法（昭和 19 年 5 月 31 日以前は労働者年金保険法）の適用区域は「内地」である現在の日本国内のみであり、「外地」に存在した事業所については適用しないとしていることから、申立期間に勤務していたA社B工場については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる上、申立人が、申立人と同じところにA社B工場からC社D工場に勤務したとしている同僚についても、厚生年金保険被保険者資格は、C社D工場からの取得となっている。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社を継承しているE社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間におけるA社B工場の同僚であるとしている二人について照会を試みたものの、一人は既に他界しており、もう一人も連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、F健康保険組合から「本社に在籍している者が出向により『外地』で勤務する以外は、『外地』での勤務において厚生年金保険の適用は無いと思う。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 3 月 31 日から 21 年 3 月 30 日まで
② 昭和 23 年 9 月 8 日から 31 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 20 年 3 月から A 事業所に勤務し、いったん退職したが、再び同事業所に就職した。しかし、B 市 C 局に転職するため A 事業所を 31 年 3 月に退職した。脱退手当金について同事業所に照会したところ、次の就職が決まっている者に対して、脱退手当金の請求手続をしたことは無いとのことであった。また、私自身も脱退手当金の手続をしていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 11 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失後約 1 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、B 市 C 局に転職するため A 事業所を退職したとしているところ、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったことを踏まえると、共済組合に加入したことにより厚生年金保険被保険者期間を清算し脱退手当金を受給した可能性も否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間

に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年4月19日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から39年3月1日まで
② 昭和39年4月1日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社B支社C支部に在籍していたが、社会保険事務所には厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、A社B支社D支部に在籍していないが、社会保険事務所には厚生年金保険被保険者記録があるので、当該記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用についてA社本社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社B支社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、このうち一人の同僚は入社して4か月後に被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①において国民年

金に加入しており、国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、A社本社から提出された申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、昭和39年4月1日資格取得、同年8月1日資格喪失、標準報酬月額1万円との記載が確認できる。これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社B支社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった同僚7人に照会を試みたものの、1人は既に他界しており、ほかの6人についても連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 5 月 26 日まで

私は、昭和 38 年 1 月に A 社に正社員として入社し、入社当初から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 47 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している申立期間当時の A 社における同僚三人のうち、二人は他界又は連絡先不明であり、残る一人も申立期間当時の記憶が明確でなく当時の状況を確認できない上、当該同僚は申立期間より後に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているほか、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により判明した申立期間当時に同事業所に在籍していた同僚も、既に他界又は連絡先不明のため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。